

都市計画法(以下「法」という。)第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の変更に係る都市計画の原案を作成したので、法第16条第2項の規定に基づく京都市地区計画等の案の作成手続に関する条例(以下「条例」という。)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該原案を縦覧に供します。

なお、条例第3条の規定により、法第16条第2項に規定する者は、当該原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、京都市長に意見書を提出することができます。

平成19年10月18日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 地区計画の名称

四条通地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

京都市下京区四条通高倉西入立売西町、同区四条通烏丸東入長刀鉾町、同区四条通御幸町奈良物町、同区四条通小橋東入橋本町及び同区四条通寺町東入御旅宮本町

京都市中京区烏丸通四条上る笋町、同区柳馬場通四条上る瀬戸屋町、同区堺町通四条上る八百屋町、同区高倉通四条上る帯屋町、同区東洞院通四条上る阪東屋町、同区錦小路通高倉西入西魚屋町、同区麩屋町通四条上る榎屋町、同区寺町通四条大文字町、同区先斗町通四条上る柏屋町、同区河原町通四条米屋町、同区裏寺町通四条上る中之町、下京区烏丸通綾小路上る水銀屋町、同区柳馬場通四条下る相之町、同区堺町通四条下る小石町、同区高倉通四条下る高材木町、同区東洞院通四条下る元悪王子町、同区四条通堺町立売中之町、同区四条通寺町貞安前ノ町、同区御幸町通四条下る大壽町、同区麩屋町通四条下る八文字町、同区富小路通四条下る徳正寺町、同区四条通富小路立売東町、同区西石垣通四条斎藤町、同区河原町通四条下る順風町、同区河原町通四

条下る稲荷町，同区四条通河原町真町及び同区四条通河原町西入御旅町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成19年10月18日から平成19年11月1日まで

(注)当該都市計画の原案について意見書を提出しようとする者は，住所，氏名及び同原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに，〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)